

業務部速報



No. 82

発行 25. 11. 27

JR東労組 業務部

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(修正)」に関する説明申し入れ 11月26日団体交渉を行う! ①

1. 修正提案に至る経緯および目的を明らかにすること。

【説明のポイント】

- ・「勇翔 2034」を支える組織再編と制度改正は両輪であり三位一体である。組織再編の検討を深める中で、さらに社員の活躍と成長を後押しする必要があるとの認識になり制度を修正するとの認識になった。
- ・組織再編の検討を深めると、事業本部内は発令に拠らず「業務内容変更」となり、組織再編と制度改正をフィットさせることが必要となった。
- ・業務内容変更で業務が変わり柔軟に出来ることになるが、そのことによって、業務手当が上がる・下がるということが社員の不安となる。チャレンジすることに二の足を踏むことになってしまいう。手当が上がる・下がることに一喜一憂することなくチャレンジできることにしたいとの課題認識を持った。

事業本部内は発令を伴わない「業務内容変更」にすることに伴う修正提案であることが明らかになる！安全を第一にして、組合員一人ひとりの個性と労働の特性と特殊性を堅持できる制度をつくり出そう！

2. 業務手当を見直す根拠を明らかにすること。

①業務手当の支給範囲を見直す目的を明らかにすること。

【説明のポイント】

- ・当初提案から「役割」が削除された理由は、分かりやすさである。この会社で働く以上、社員それぞれの役割をもって業務についている。業務手当は業務に着眼した手当ということ。役割に対する手当はマネジメント手当になる。
- ・業務手当は休職者（出向休職除く）以外、全員に支給する。
- ・一律 15,000 円としたのは、手当が上下することへの社員の不安があるから。手当の変動が気になってしまう社員がいるためである。
- ・一律にすることで、多様な業務を柔軟に担うことが出来る。

2. 業務手当を見直す根拠を明らかにすること。

②業務手当(基本)を一般社員、医療社員ともに月額一律 15,000 円にする目的を明らかにすること。

③業務手当(指定)(一般社員)の支給区分および支給額を見直す目的を明らかにすること。

④業務手当(指定)(医療社員)の支給区分を見直す目的を明らかにすること。

【説明のポイント】

- ・（全社員が対象となるのであれば職務能力給に組み入れるべきではないか？） ➡業務手当の基本の趣旨を体現する形で、基本をあえてつくり一律 15,000 円とした。
- ・機密の事務取扱いとは、監査業務や秘書である。
- ・業務手当の指定で 10,000 円とした業務（職場・業務管理、イノベティブスタッフ、安全エキスパート、フロンティアスタッフ、機密の事務取扱い）は、「勇翔 2034」の実現のために牽引する業務である。
- ・指定の「特定の資格を有する業務」は、その資格等を有しているだけでは支給対象とはならず、会社から選任されている期間のみである。
- ・医療社員は当初提案では基本が 2 つあったが「基礎」を見直し、設定し直して一律 15,000 円にした。
- ・医療社員にはイノベティブスタッフの配置を考えていないため削除した。